

## ■ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成17年5月26日 環境省）

### 概要：

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年環境省告示第34号)が、本日改正の上告示されました。

この改正は、本年2月に中央環境審議会より「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」につき意見具申されたこと等を受け、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき環境大臣が定める基本方針の一部を改正したもので、主な改正内容は以下のとおりです。

### 本文：

#### ○地方公共団体の役割・国の役割

市町村は、一般廃棄物処理事業の実施について、以下のとおり実施することとした。

- [1] 適正な循環的利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取組を図るものとする。
- [2] コスト分析及び情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努める。
- [3] また、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

また、国においては、コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通じて、地方公共団体の取組の支援に努めることとした。

#### ○一般廃棄物の処理体制の確保

一般廃棄物の処分の最適な方法の例示として、廃プラスチック類について、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、なお残るものについて、直接埋立を行わず、熱回収を行うことが適当であるとした。

#### ○一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物処理施設の整備について、発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会を形成するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とした。また、災害廃棄物の処理について、広域的な連携体制を築くとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った施設整備を進めることが必要であるとした。

#### ○その他時点修正について

平成13年に現廃棄物処理法基本方針公表後、循環型社会形成推進基本計画の策定、自動車リサイクル法の施行等廃棄物・リサイクルに関する新たな施策が行われているため、それらに関する記述を修正又は追加した。

---

[廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針\(平成13年5月環境省告示第34号\)](#) [PDFファイル 43KB]

### 添付資料：

[\(平成13年5月環境省告示第34号\)](#)[PDFファイル 43KB]

### 連絡先：

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）（抜粋）

改正 平成 17 年 5 月 26 日 環境省告示第 43 号

#### 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきた。これらの問題に対応するため、近年、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対応が図られている。

今後は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「基本法」という。）及び循環型社会形成推進基本計画に沿って、これらの法制度の適切な実施と相まって、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現を図ることが必要である。

このため、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的な利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。

まず、廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた取組を積極的に行うことが必要である。

また、循環型社会を構築する基盤として、廃棄物の適正な処理体制の確保は必要不可欠である。特に産業廃棄物については、適正に処理するために必要な施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処理が増大し、これにより産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、さらに施設整備が困難となって焼却施設や最終処分場等の産業廃棄物処理施設の設置許可件数が急激に減少しており、このままではその適正な処理に著しい支障を来し、生活環境の保全はもとより、経済活動にも重大な影響をもたらすおそれがあることから、適正な処理体制の確保が急がれている。

このため、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、国として、廃

廃棄物処理センター等の公共の関与による安全で安心できる処理施設の整備を推進することが必要である。

このほか、国民の環境に関する意識の高揚等に対応して、廃棄物の処理体制の確保に当たっては、施設の安全性等に関する情報公開を一層進め、地域住民の理解を深めていくことが必要である。

## 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

### 1 廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状

現状（平成9年度）における我が国の廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量（埋立処分及び海洋投入処分の量をいう。以下同じ。）は次のとおりである。

一般廃棄物	排出量	53
	再生利用量	5.9
	中間処理による減量	35
	最終処分量	12
産業廃棄物	排出量	410
	再生利用量	168
	中間処理による減量	175
	最終処分量	66

（単位 100 万トン／年）

（注）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

### 2 廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、「ダイオキシン対策推進基本指針」（平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、平成11年9月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえ、当面、平成22年度を目標年度として進めていくこととする。

なお、この目標量については、中間目標年度を平成17年度とし、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを実施するものとする。

#### (1) 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約11%から約24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

#### (2) 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量の増加を約12%に抑制し、再生利用量を約41%から約47%に増加させるとともに、最終処分量

をおおむね半分に削減する。

### 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

#### 1 施策の基本的枠組み

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。

このため、基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図るものとする。

#### 2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

##### (1) 国民の役割

国民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むものとする。また、国民は、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、建築物等の解体工事に要する費用の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。

##### (2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、廃棄物処理法に基づく許可を受けて又は再生利用認定等を受けて自ら排出する廃棄物の再生利用を他の事業者と連携して行う等により、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保しなければならないものとする。

また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡素

化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供等に努めなければならないものとする。

さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めるものとする。

### (3) 地方公共団体の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。また、その区域内における産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を促進するとともに、適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督を実施するものとする。さらに、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備することも検討する。

### (4) 国の役割

国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるものとする。また、生活環境保全上支障のない確実な再生利用について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例措置や、製造事業者等による広域的な廃棄物の適正処理について廃棄物処理法に基づく処理業の許可を不要とする特例措置の円

滑な運用を図るものとする。

また、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。これに加え、産業廃棄物に関しては、緊急の必要がある場合には、報告徴収、立入検査及び都道府県に対する必要な指示を行い、関係都道府県と一体となって課題の解決を図るものとする。

さらに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を推進するため、地方公共団体と連携しつつ、独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社を活用して広域的な処理施設の整備及び円滑な処理を進めていくものとする。

### 3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

#### (1) 一般廃棄物の処理体制の確保

一般廃棄物については、市町村が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、市町村は、循環型社会の実現のために必要な施策を踏まえたものとし、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする必要があるとあり、一般廃棄物の発生量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。

また、収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。

さらに、運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行うものとする。

また、処分に関しては、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち、焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン類の発生量が抑制されるように配慮しつつ、最適の方法を選択するものとする。例えば、廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。

一方、他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、必要に応じ、都道府県域を超えた広域化についても考慮することが適当である。

また、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠

であるので、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図るものとする。

一般廃棄物のうち特にし尿については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ることが必要である。

なお、当該市町村の区域内で処理できず、他の市町村の一般廃棄物処理施設において処理を行う場合等にあつては、当該他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めるとともに、都道府県においても、一般廃棄物の適正な処理に配慮して都道府県廃棄物処理計画を定めるよう努めることが必要である。

(2) 産業廃棄物の処理体制の確保 (略)

(3) 廃棄物の不適正処理の防止 (略)

4 優良な処理業者の育成 (略)

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項 (略)

五 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項 (略)

(参考)

一 一般廃棄物の減量化の目標量

	平成9年度	平成17年度	平成22年度
排出量	53	51	49
再生利用量	5.9 (11%)	10 (20%)	12 (24%)
中間処理による減量	35 (66%)	34 (67%)	31 (63%)
最終処分量	12 (23%)	7.7 (15%)	6.4 (13%)

(単位100万トン/年)

(注1) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(注2) 括弧内は、各年度の排出量を100としたときの割合である。

二 産業廃棄物の減量化の目標量

	平成9年度	平成17年度	平成22年度
排出量	410	439	458
再生利用量	168 (41%)	205 (47%)	217 (47%)
中間処理による減量	175 (43%)	197 (45%)	211 (46%)
最終処分量	66 (16%)	36 (8%)	30 (7%)

(単位100万トン/年)

(注1) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(注2) 括弧内は、各年度の排出量を100としたときの割合である。

## ■ 関連情報インターネットホームページアドレス

関連情報項目	HPアドレス
循環型社会形成推進基本法〔環境省〕	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/circul/recycle.html">http://www.env.go.jp/recycle/circul/recycle.html</a>
各種リサイクル法関連〔環境省〕	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/recycling/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/recycling/index.html</a>
廃棄物処理の現状〔環境省〕	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html</a>
グリーン購入〔環境省〕	<a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/</a>
環境大臣が定める基本方針・廃棄物処理施設整備計画〔環境省〕	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/kihonhousin_index.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/kihonhousin_index.html</a>
経済協力開発機構(OECD)	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/index.html</a>
法令データ提供システム〔総務省〕	<a href="http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi">http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</a>
世田谷区のごみ・リサイクル〔世田谷区〕	<a href="http://www.city.setagaya.tokyo.jp/menu/life/i1506.html">http://www.city.setagaya.tokyo.jp/menu/life/i1506.html</a>
清掃・リサイクル審議会〔世田谷区〕	<a href="http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00007441.html">http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00007441.html</a>
環境行動指針〔世田谷区〕	<a href="http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00005934.html">http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00005934.html</a>
東京二十三区清掃一部事務組合	<a href="http://tokyo23.seisou.or.jp/">http://tokyo23.seisou.or.jp/</a>
東京都環境局	<a href="http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/">http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/</a>



## 今後のごみ・資源の収集形態のあり方について

### 答申

平成18年12月発行

世田谷区清掃・リサイクル審議会

事務局：世田谷区清掃・リサイクル部計画担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話03-5432-2925（直通）

03-5432-1111（代表）

FAX03-5432-3058

<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/menu/life/i1506.html>